



宮 崎 県 公 報

平成22年10月7日(木曜日) 第 2224 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 2	
○民有林の保安林の指定の解除…………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知 (4件) …… (“) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始…………… (“) 4	
○細島港湾計画の変更の概要…………… (港湾課) 4	
○臨港地区内の分区の指定の一部を改正する告示…………… (“) 4	
○都市計画の変更…………… (都市計画課) 5	

○屋外広告物講習会の運営に関する事務の委託…………… (都市計画課) 5
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 5
公 告
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (4件) …… (商業支援課) 5
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 7
○県営土地改良事業計画の策定…………… (“) 8
○県営土地改良事業計画の変更…………… (“) 8
○屋外広告物講習会の開催…………… (都市計画課) 8
○落札者等の公告…………… 8
病院局公告
○落札者等の公告 (3件) …… 9
選挙管理委員会告示
○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出…………… 9
○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 10
○資金管理団体の指定及び指定取消の届出…………… 11
○平成11年分、平成12年分、平成13年分、平成14年分、平成15年分、平成16年分、平成17年分、平成18年分、平成19年分及び平成20年分の収支報告書の要旨の一部訂正…………… 11

告 示

宮崎県告示第 687号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成22年10月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院 機構宮崎病院	児湯郡川南町大字川南 19403番地 4

2 救急病院の認定の有効期間

平成22年10月16日から平成25年10月15日まで

宮崎県告示第 688号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年10月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指定年月日
岡村クリニック	宮崎県串間市西方5627-1	平成22年8月8日
延岡スマイル歯科	宮崎県延岡市出北1-24-17	平成22年9月1日
岡村歯科医院	宮崎県串間市西方5642番地	平成22年8月8日
チェロ調剤薬局	宮崎県都城市上川東2丁目6号6番2	平成22年9月1日

宮崎県告示第 689号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年10月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃止年月日
伊井歯科医院	宮崎県延岡市出北1丁目24番地17	平成22年8月31日
チェロ調剤薬局	宮崎県都城市上川東2丁目11号10番地2	平成22年8月31日

宮崎県告示第 690号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社エリシオン宮崎	宮崎県宮崎市薫る坂1丁目19番地3	エリシオン霧島 通所介護事業所	宮崎県都城市吉之元町5262-25	平成22年9月1日
株式会社世果酬	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地1	デイサービスセンター世果酬	宮崎県延岡市北川町川内名7055番地1	平成22年8月20日
有限会社エム・エス・プランニング	宮崎県宮崎市大字恒久5244番地1	はいびすかず訪問介護事業所	宮崎県日南市北郷町北河内5754	平成22年9月1日
合資会社祥桐	宮崎県日南市鉄肥2丁目9番35号	デイサービスぼほの木	宮崎県日南市北郷町大藤甲2172-1	平成22年9月1日
有限会社エム・エス・プランニング	宮崎県宮崎市大字恒久5244番地1	はいびすかず	宮崎県日南市北郷町北河内5754	平成22年9月1日
財団法人弘潤会	宮崎県宮崎市恒久5567番地	小規模多機能ホームゆらりーヶ岡	宮崎県延岡市北一ヶ岡4丁目9番10号	平成22年9月1日
有限会社大浦	宮崎県小林市野尻町東麓2561番地1	グループホームへいわ	宮崎県小林市野尻町東麓2566番地3	平成22年7月1日

宮崎県告示第 691号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人報謝会	宮崎県西諸県郡高原町大字蒲牟田7348番地2	ミュージズの朝居宅介護支援事業所	宮崎県都城市志比田町4526番地1	平成22年4月9日
有限会社エム・エス・プランニング	宮崎県宮崎市大字恒久5244番地1	はいびすかず居宅介護支援事業所	宮崎県日南市北郷町北河内5754	平成22年9月1日
合資会社祥桐	宮崎県日南市鉄肥2丁目9番35号	ブレイス居宅支援サービス	宮崎県日南市鉄肥2丁目9番35号	平成22年9月1日
合同会社なごみサービス	宮崎県日南市西弁分138番地	居宅プランなごみ	宮崎県日南市西弁分138番地	平成22年8月1日

宮崎県告示第 692号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人まりあ	宮崎県都城市志比田町9541番地	デイサービスセンターまりあ	宮崎県都城市志比田町9541番地	平成22年4月30日

宮崎県告示第 693号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除に係る民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字木浦3640-1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 民有林の保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 694号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。
平成22年10月7日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字小野原山 10835-1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は禁伐による。
字小野原山 10835-1 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 695号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。
平成22年10月7日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字窪 245-33

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字窪 245-33 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 696号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。
平成22年10月7日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字東川口2269-1、2269-3、2269-5、2269-9、2269-10、2269-12、2270-1、2274-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字東川口2270-1・2274-1 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 697号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。
平成22年10月7日
宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字小長谷5515

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 698号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、関係図面は、平成22年10月7日から平成22年10月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成22年10月7日
宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
309	県道	川床日向新富停車場線	児湯郡新富町大字三納代字山瀬26番2地先	旧	8.8 ~ 12.0	204.0
				新	12.0 ~	204.0

			から同郡同 町同大字字 頭田 168番 1 地先まで		22.5	
--	--	--	-------------------------------------	--	------	--

宮崎県告示第 699号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年10月 7 日から平成22年10月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
309	県道	川床日 向新富 停車場 線	児湯郡新富 町大字三納 代字山瀬26 18番 2 地先 から同郡同 町同大字字 頭田 168番 1 地先まで	平成22年10月 7 日

宮崎県告示第 700号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、細島港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 港湾計画の変更の概要

平成16年宮崎県告示第 219号によりその概要を告示した細島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
工業港	既設（水深 6 メートル、面積 2 ヘクタール）を 廃止する。	
白 浜	6.5	—
〃	既定計画（水深 7.5メートル、面積 3 ヘクタール） を削除する。	

(2) 係留施設計画

岸壁

地区名	公共用又は 専用の別	水深（メ ートル）	バース数 又は延長	用 途
工業港	既設（水深 6 メートル）を廃止する。			
白 浜	公共用	6.5	1	危険物船用
〃	既定計画（水深 7.5メートル）を削除する。			
〃	既設（水深 6 メートル）を撤去する。			

(3) 臨港交通施設計画

道路

名 称	起 点	終 点	車線数
臨港道路	既定計画を削除する。		
白浜地区埠頭線	起点：白浜地区公共埠頭	終点：臨港道路白浜線	

(4) 土地造成及び土地利用計画

変更前

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
工業港	13	埠頭用地
	7	港湾関連用地
白 浜	34	埠頭用地
	8	工業用地
	7	交通機能用地
	5	危険物取扱施設用地
商業港	10	廃棄物処理用地
	2	港湾関連用地

変更後

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
工業港	12	埠頭用地
	8	港湾関連用地
白 浜	34	埠頭用地
	19	工業用地
	6	交通機能用地
	6	危険物取扱施設用地
商業港	0	廃棄物処理用地
	0	港湾関連用地

(5) その他の計画

ア 小型船だまり計画

地区名	港湾施設
白 浜	既定計画（泊地、小型棧橋）を削除する。

イ 船舶の物資補給等への対応

地区名	水深（メートル）	バース数
工業港	10	1
白 浜	7.5	2

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 宮崎県県土整備部港湾課
日向市大字日知屋新開 17371の 2 宮崎県北部港湾事務所

宮崎県告示第 701号

臨港地区内の分区の指定（昭和40年宮崎県告示第 172号）の一部を次のように改正する。

平成22年10月 7 日

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正前 (Before Amendment) and 改正後 (After Amendment). Both columns list the same 6 categories of zones (Commercial, Industrial, Fishing, Security) with specific sub-zones and their boundaries in Nishinohara City.

(「別紙図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 702号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所、日向市建設部まちづくり政策課において公衆の縦覧に供する。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画区域区分の変更
2 都市計画を変更した土地の区域
日向市竹島町 1 番63ほか 7 筆

宮崎県告示第 703号

宮崎県屋外広告物条例(平成 5 年宮崎県条例第13号)第34条第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する講習会の運営に関する事務を次のとおり委託する。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 委託の相手方
宮崎市大字芳士2926番地 1
宮崎県広告美術協同組合
2 委託期間
平成22年10月 1 日から平成22年12月31日まで

宮崎県告示第 704号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 5 columns: 指定番号, 申請者氏名, 位置, 道路の概要(メートル) (幅員, 延長), 指定年月日. Row 1: (小林), 嶋田チェ, 小林市細野字大塚, 4.05, 49.19, 平成22

Table with 5 columns: 22-3, 1097番 2、1098番 5、1099番 2、里道の一部、水路の一部, ~ 4.20, 年 9 月 21 日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス郡元店
都城市郡元町3031 外
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋三丁目13番 1 号
3 変更事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 赤土勇
(変更後) 代表取締役 原田健
(2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地
(変更前) 東京都台東区上野七丁目14番 4 号
(変更後) 東京都千代田区飯田橋三丁目13番 1 号
(3) 大規模小売店舗の名称
(変更前) スーパードラッグコスモス郡元店
(変更後) ドラッグコスモス郡元店
(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
宮崎市新栄町33番地

<p>(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成22年4月1日</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地 平成22年5月6日</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称 平成22年9月23日</p> <p>(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成17年9月16日</p> <p>5 変更した理由</p> <p>(1) 代表者変更のため</p> <p>(2) 所在地変更のため</p> <p>(3) 店舗名称変更のため</p> <p>(4) 小売業者の住所変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成22年9月22日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成22年10月7日から平成23年2月7日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成22年10月7日から平成23年2月7日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成22年10月7日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス川原崎店 延岡市川原崎町 257 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号</p>	<p>3 変更事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 代表取締役 赤土勇 (変更後) 代表取締役 原田健</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地 (変更前) 東京都台東区上野七丁目14番4号 (変更後) 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称 (変更前) スーパードラッグコスモス川原崎店 (変更後) ドラッグコスモス川原崎店</p> <p>(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 宮崎市新栄町33番地 (変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成22年4月1日</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の所在地 平成22年5月6日</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称 平成22年9月23日</p> <p>(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成17年9月16日</p> <p>5 変更した理由</p> <p>(1) 代表者変更のため</p> <p>(2) 所在地変更のため</p> <p>(3) 店舗名称変更のため</p> <p>(4) 小売業者の住所変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成22年9月22日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成22年10月7日から平成23年2月7日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成22年10月7日から平成23年2月7日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規</p>
--	---

定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年10月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス郡元店
都城市郡元町3031 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 建物東側及び南側 (No.1) 101台
(変更後) 建物東側及び南側 (No.1) 74台
- 4 変更する年月日
平成23年5月23日
- 5 変更する理由
現状の駐車場利用状況からみれば、駐車場内に空車が見られる状況であることから、実態に即した駐車場収容台数とするため。
- 6 届出年月日
平成22年9月22日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成22年10月7日から平成23年2月7日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - (2) 期間
平成22年10月7日から平成23年2月7日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年10月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス川原崎店
延岡市川原崎町 257 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号

- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ① 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 建物西側 (No.1) 154台
(変更後) 建物南側 (No.1) 88台

- 4 変更する年月日

平成23年5月23日

- 5 変更する理由

現状の駐車場利用状況からみれば、駐車場内に空車が見られる状況であることから、実態に即した駐車場収容台数とするため。

- 6 届出年月日

平成22年9月22日

- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

平成22年10月7日から平成23年2月7日まで

- 8 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

- (2) 期間

平成22年10月7日から平成23年2月7日まで

- 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清武町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年10月7日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	小 倉 重 俊	宮崎市清武町木原5928番地1
副理事長	大久保 利 政	宮崎市清武町今泉甲2649番地1
副理事長	斉 藤 一 義	宮崎市清武町今泉丙2160番地3
理 事	田 宮 健 次	宮崎市清武町加納乙 310番地1

理 事	野 崎 憲一郎	宮崎市清武町船引3781番地 3
理 事	中 邨 和 芳	宮崎市清武町今泉甲3707番地 2
理 事	久 永 春 芳	宮崎市清武町今泉甲1463番地
理 事	増 田 秀 夫	宮崎市清武町木原3431番地 1
理 事	日 高 育 成	宮崎市清武町今泉乙2154番地 1
総括監事	菊 池 一 明	宮崎市清武町今泉丙2186番地
監 事	小八重 武	宮崎市清武町木原6400番地
監 事	黒 木 博 和	宮崎市清武町船引1394番地

（任期：平成26年 6 月 9 日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	松 元 一 夫	都城市金田町2039番地
副理事長	小 倉 重 俊	宮崎市清武町木原5928番地イ
副理事長	大久保 利 政	宮崎市清武町今泉甲2649番地 1
理 事	小 原 利 雄	宮崎市清武町木原4633番地 6
理 事	戸 高 和 民	宮崎市清武町今泉甲3013番地
理 事	園 田 和 則	宮崎市清武町船引1379番地イ号
理 事	小 玉 利 光	宮崎市清武町今泉丙2173番地
理 事	谷 川 治 義	宮崎市清武町今泉甲1045番地 1
理 事	吉 田 安 伸	宮崎市清武町加納甲1114番地
理 事	横 山 誠 治	宮崎市清武町今泉丙 677番地
監 事	菊 池 一 明	宮崎市清武町今泉丙2186番地
監 事	小八重 武	宮崎市清武町木原6400番地
監 事	安 達 勝	宮崎市清武町船引3732番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、吉野地区県営土地改良事業（宮崎市、耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年10月 7 日から平成22年11月 8 日まで
- 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、小田元地区県営土地改良事業（宮崎市、基幹農道整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 縦覧期間
平成22年10月 7 日から平成22年11月 8 日まで
- 縦覧場所
宮崎市役所農村整備課内、高岡総合支所農業振興課内

宮崎県屋外広告物条例（平成 5 年宮崎県条例第13号）第34条第 1 項の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 開催の日時
平成22年12月10日（金曜日）午前10時から午後 5 時まで
- 開催の場所
宮崎市旭 1 丁目 3 番 6 号
宮崎県庁 6 号館 2 階 623号室
- 講習科目
 - 広告物等に関する法令
 - 広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の方法に関する事項
 - 広告物等の施工に関する事項
- 受講の手続
講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書に額面金額 2,200円の宮崎県収入証紙（消印しないもの）と写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）をはり、宮崎県広告美術協同組合（郵便番号 880-0123 宮崎市大字芳土2926番地 1）に提出すること。
- 受付期間
平成22年11月 1 日から平成22年12月 8 日まで
- その他
詳細については、宮崎県県土整備部都市計画課（電話0985（26）7191）又は宮崎県広告美術協同組合（電話0985（39）7943）に問い合わせること。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成22年10月 7 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 落札に係る調達件名の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析システム一式の賃貸借

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 8 月 11 日
- 4 落札者の氏名及び住所
サツマ薬品株式会社宮崎営業所
宮崎市大字恒久 953 番地 1
- 5 落札金額
44,698,500 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成 22 年 7 月 1 日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成 22 年 10 月 7 日

県立宮崎病院長 豊田 清一

- 1 落札に係る調達件名
県立宮崎病院で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町 5 番 30 号
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 8 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社 福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1 番 82 号
- 5 落札金額
115,841,804 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成 22 年 7 月 15 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成 22 年 10 月 7 日

県立延岡病院長 楠元 志都生

- 1 落札に係る調達件名
- 1 設立届
○政党

- 県立延岡病院で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立延岡病院医事課財務担当 延岡市新小路 2 丁目 1 番地 10
- 3 落札者を決定した日
平成 22 年 8 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所
九州電力株式会社 福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1 番 82 号
- 5 落札金額
91,705,359 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成 22 年 7 月 15 日

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成 22 年 10 月 7 日

県立日南病院長 長田 幸夫

- 1 随意契約に係る調達件名
県立日南病院で使用する電気
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立日南病院総務課整備担当 日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 22 年 9 月 6 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社 福岡市中央区渡辺通 2 丁目 1 番 82 号
- 5 随意契約に係る契約金額
73,845,214 円
- 6 随意契約による理由
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号に該当するため。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 111 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項及び第 7 条並びに第 17 条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第 17 条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 22 年 10 月 7 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩康

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
踏ん張る MIYAZAKI	大山 忠司	山田 和男	宮崎市柳丸町 81 番地 1 - 803 号	平成 22 年 7 月 9 日
二見康之後援会	二見 康之	二見 知慧	都城市上長飯町 93 号 5 番地	平成 22 年 7 月 16 日
木佐貫辰生後援会	木佐貫 辰生	亀沢 薫	北諸県郡三股町大字樺山 4014 - 4	平成 22 年 7 月 27 日
岩井はじめ後援会	岩井 一	野口 英邦	宮崎市船塚 1 丁目 110 番地	平成 22 年 7 月 29 日
柿塚くにひこ後援会	川野 良博	久保 眞司	宮崎市天満 1 - 3 - 17	平成 22 年 7 月 29 日
東昇会	安西 敏	上田 和代	宮崎市清水 2 丁目 6 番 37 号 上田ビル 2 F 201 号	平成 22 年 7 月 29 日

- 2 異動届
○政党

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党宮崎県宅建支部	代 表 者	小 倉 和 彦	前 田 憲 昭	平成22年7月1日
	会 計 責 任 者	肥 田 良 明	森 山 芳 太 郎	

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
宮崎県不動産政治連盟	代 表 者	小 倉 和 彦	前 田 憲 昭	平成22年7月1日
	会 計 責 任 者	肥 田 良 明	森 山 芳 太 郎	
古川禎久後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平成22年7月2日
日本司法書士政治連盟宮崎会	代 表 者	長 友 克 吉	川 越 和 秀	平成22年7月5日
	会 計 責 任 者	長 友 克 吉	原 田 秀 豊	
中尾貞美後援会	代 表 者	増 田 憲 弘	倉 永 武 敏	平成22年7月14日
	会 計 責 任 者	中 尾 雪 子	坂 本 嘉 平 次	

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
川並雄一郎後援会	川 並 雄 一 郎	河 野 俊 郎	宮崎市清武町船引 290番地	平成22年7月26日
うえすぎ順市後援会	上 杉 順 市	阿久根 由 春	都城市高崎町前田 790番地	平成22年7月27日
堀泰一郎後援会	川 崎 明	高 岩 しげ子	小林市細野 436番地	平成22年7月28日
情報技術研究会	満 行 潤 一	森 重 政 名	都城市甲斐元町25- 9	平成22年7月29日

宮崎県選挙管理委員会告示第 112号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成22年10月7日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

（その他の政治団体）

政治団体の名称 川並雄一郎後援会

（平成21年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	16,071円
ア 前年繰越額	16,071円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

（平成22年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	16,071円
ア 前年繰越額	16,071円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 うえすぎ順市後援会

（平成21年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

（平成22年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 堀泰一郎後援会

（平成21年分）

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	2,520,249円
ア 前年繰越額	20,249円
イ 本年收入額	2,500,000円
(2) 支出総額	2,350,115円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	
ウ 政治団体からの寄附	2,500,000円
合 計	2,500,000円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄付

泰友会	2,500,000円	宮崎県小林市
小 計		2,500,000円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	2,278,927円
ア 経常経費	2,278,927円
(ア) 人件費	1,435,000円
(イ) 光熱水費	255,978円
(ウ) 備品・消耗品費	97,255円
(エ) 事務所費	490,694円
イ 政治活動費	71,188円
(カ) その他の経費	71,188円
合 計	2,350,115円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	3,471,201円
ア 前年繰越額	170,134円
イ 本年収入額	3,301,067円
(2) 支出総額	1,221,695円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
イ 寄附	3,301,067円
(ウ) 政治団体からの寄附	3,301,067円
合 計	3,301,067円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄付

泰友会	3,301,067円	宮崎県小林市
小 計		3,301,067円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	1,134,545円
(ア) 人件費	600,000円

1 指定届

○その他の政治団体

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
木佐貫 辰 生	三股町長（候補者）	木佐貫辰生後援会	木佐貫 辰 生	北諸県郡三股町大字樺山4014-4	平成22年7月27日
岩 井 一	宮崎市議会議員（候補者となろうとする者）	岩井はじめ後援会	岩 井 一	宮崎市船塚1丁目110番地	平成22年7月29日

2 取消届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
満 行 潤 一	宮崎県議会議員（現職）	情報技術研究会	満 行 潤 一	都城市甲斐元町25-9	平成22年7月29日

宮崎県選挙管理委員会告示第 114号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成11年分、平成12年分、平成13年分、平成14年分、平成15年分、平成16年分、平成17年分、平成18年分、平成19年分及び平成20年分の収支報告書について

(イ) 光熱水費	126,932円
(ウ) 備品・消耗品費	35,966円
(エ) 事務所費	371,647円
イ 政治活動費	87,150円
(カ) その他の経費	87,150円
合 計	1,221,695円

政治団体の名称 情報技術研究会
(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	5,859円
ア 前年繰越額	5,859円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	5,859円

2 収入・支出の内訳

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	5,859円
(ウ) 備品・消耗品費	5,859円
合 計	5,859円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第 113号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 2 項及び 3 項の規定により、資金管理団体の指定及び指定取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月 7 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

日本司法書士政治連盟宮崎会の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成11年分、平成12年分、平成13年分、平成14年分、平成15年分、平成16年分、平成17年分、平成18年分、平成19年分及び平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成22年10月 7 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(平成11年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 統括表の表中

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H12. 3.28	623,000	0	623,000	301,119	321,881	623,000	195	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	294,000	2,205	296,205	0	0

を、

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H12. 3.28	623,005	0	623,005	301,869	321,136	623,000	195	0
0	0	0	0	0	0	5	0	0	0
0	0	0	0	0	294,000	2,955	296,955	0	0

に改める。

(平成12年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 統括表の表中

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H13. 3.28	1,419,986	321,881	1,098,105	840,910	579,076	1,098,000	190	0
0	0	0	0	0	0	105	0	0	0
0	0	0	0	0	0	386,000	27,710	763,810	386,000

を、

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H13. 3.28	1,419,241	321,136	1,098,105	840,910	578,331	1,098,000	190	0
0	0	0	0	0	0	105	0	0	0
0	0	0	0	0	0	386,000	27,710	763,810	386,000

に改める。

(平成13年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 統括表の表中

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H14. 3.13	1,705,348	579,076	1,126,272	872,648	832,700	1,126,000	180	0
0	0	0	0	0	0	272	0	0	0
0	0	0	0	0	0	75,085	23,038	98,123	327,800

0	0	0	0	0	0	374,000	72,725	774,525	374,000
---	---	---	---	---	---	---------	--------	---------	---------

を、

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H14. 3.13	1,721,603	578,331	1,143,272	872,648	848,955	1,123,000	180	0
-------------------	--------------	-----------	---------	-----------	---------	---------	-----------	-----	---

0	0	0	0	0	0	20,272	0	0	75,085	23,038	98,123	327,800
---	---	---	---	---	---	--------	---	---	--------	--------	--------	---------

0	0	0	0	0	0	374,000	72,725	774,525	374,000
---	---	---	---	---	---	---------	--------	---------	---------

に改める。

(平成14年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 統括表の表中

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H15. 3.7	1,892,254	832,700	1,059,554	982,655	909,599	1,095,500	175	0
-------------------	-------------	-----------	---------	-----------	---------	---------	-----------	-----	---

0	0	0	0	0	0	54	0	0	76,650	14,000	90,650	497,460
---	---	---	---	---	---	----	---	---	--------	--------	--------	---------

0	0	0	0	0	0	356,000	38,545	892,000	0
---	---	---	---	---	---	---------	--------	---------	---

を、

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H15. 3.7	1,905,009	848,955	1,056,054	1,002,655	902,354	1,056,000	175	0
-------------------	-------------	-----------	---------	-----------	-----------	---------	-----------	-----	---

0	0	0	0	0	0	54	0	0	76,650	14,000	90,650	497,460
---	---	---	---	---	---	----	---	---	--------	--------	--------	---------

0	0	0	0	0	0	356,000	58,545	912,005	0
---	---	---	---	---	---	---------	--------	---------	---

に改める。

(平成15年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 統括表の表中

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H16. 3.16	1,949,610	909,599	1,040,011	899,485	1,050,125	1,040,000	175	0
-------------------	--------------	-----------	---------	-----------	---------	-----------	-----------	-----	---

0	0	0	0	0	0	11	0	0	70,140	47,395	117,535	423,160
---	---	---	---	---	---	----	---	---	--------	--------	---------	---------

0	0	0	0	0	0	350,000	8,790	781,950	0
---	---	---	---	---	---	---------	-------	---------	---

を、

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H16. 3.16	1,942,398	902,354	1,040,044	899,485	1,042,913	1,040,000	175	0
-------------------	--------------	-----------	---------	-----------	---------	-----------	-----------	-----	---

0	0	0	0	0	0	44	0	0	70,140	47,395	117,535	423,160
---	---	---	---	---	---	----	---	---	--------	--------	---------	---------

0	0	0	0	0	0	350,000	8,790	781,950	0
---	---	---	---	---	---	---------	-------	---------	---

に改める。

(平成16年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 統括表の表中

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H17. 3.9	2,079,631	1,050,125	1,029,506	1,072,211	1,007,420	1,029,500	177	0			
0	0	0	0	0	0	6	0	0	73,290	15,931	89,221	632,330
0	0	0	0	0	0	344,000	6,660	982,990	0			

を、

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H17. 3.9	2,072,493	1,042,913	1,029,580	1,072,211	1,000,282	1,029,500	177	0			
0	0	0	0	0	0	80	0	0	73,290	15,931	89,221	632,330
0	0	0	0	0	0	344,000	6,660	982,990	0			

に改める。

(平成17年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 統括表の表中

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H18. 3.6	2,088,426	1,007,420	1,081,006	1,114,038	974,388	1,081,000	179	0			
0	0	0	0	0	0	6	0	0	75,915	39,675	115,590	547,038
0	0	0	0	0	0	442,500	8,910	998,448	0			

を、

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H18. 3.6	2,122,477	1,000,282	1,122,195	1,114,038	1,008,439	1,081,000	179	0			
0	41,080	41,080	0	0	0	115	0	0	75,915	39,675	115,590	547,038
0	0	0	0	0	0	442,500	8,910	998,448	0			

に改める。

(平成18年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 統括表の表中

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H19. 2.22	2,075,896	974,388	1,101,508	1,156,185	919,711	1,101,500	169	0			
0	0	0	0	0	0	8	0	0	38,115	19,300	57,415	552,260

0	0	0	0	0	0	537,000	9,510	1,098,770	0
---	---	---	---	---	---	---------	-------	-----------	---

を、

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H19. 2.22	2,172,696	1,008,439	1,164,257	1,156,185	1,016,511	1,101,500	169	0
-------------------	--------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----	---

0	62,580	62,580	0	0	0	177	0	0	38,115	19,300	57,415	552,260
---	--------	--------	---	---	---	-----	---	---	--------	--------	--------	---------

0	0	0	0	0	0	537,000	9,510	1,098,770	0
---	---	---	---	---	---	---------	-------	-----------	---

に改める。

別冊 その他の政治団体の部 2 寄付の内訳の表中

日本遺族政治連盟宮崎県本部 (政治団体) 日本遺族政治連盟中央本部		678,000	東京都
---	--	---------	-----

の次に、

日本司法書士政治連盟宮崎会 (政治団体) 日本司法書士政治連盟		62,580	東京都
---------------------------------------	--	--------	-----

を追加する。

(平成19年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 統括表の表中

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H20. 2.7	1,931,175	919,711	1,011,464	1,230,885	700,290	1,011,000	168	0
-------------------	-------------	-----------	---------	-----------	-----------	---------	-----------	-----	---

0	0	0	0	0	0	464	0	0	34,650	15,175	49,825	664,570
---	---	---	---	---	---	-----	---	---	--------	--------	--------	---------

0	0	0	0	0	0	507,000	9,490	1,181,060	0
---	---	---	---	---	---	---------	-------	-----------	---

を、

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H20. 2.7	2,028,565	1,016,511	1,012,054	1,230,885	797,680	1,011,000	168	0
-------------------	-------------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------	-----	---

0	0	0	0	0	0	1,054	0	0	34,650	15,175	49,825	664,570
---	---	---	---	---	---	-------	---	---	--------	--------	--------	---------

0	0	0	0	0	0	507,000	9,490	1,181,060	0
---	---	---	---	---	---	---------	-------	-----------	---

に改める。

(平成20年分)

別冊 その他の政治団体の部 1 統括表の表中

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H21. 1.27	1,707,932	700,290	1,007,642	977,094	730,838	1,007,000	168	0
-------------------	--------------	-----------	---------	-----------	---------	---------	-----------	-----	---

0	0	0	0	0	0	642	0	0	25,200	18,404	43,604	416,500
---	---	---	---	---	---	-----	---	---	--------	--------	--------	---------

0	0	0	0	0	0	510,000	6,990	933,490	0
---	---	---	---	---	---	---------	-------	---------	---

を、

日本司法書士政治連盟 宮崎会	H21. 1.27	1,985,359	797,680	1,187,679	977,094	1,008,265	1,007,000	168	0
-------------------	--------------	-----------	---------	-----------	---------	-----------	-----------	-----	---

0	178,280	178,280	0	0	0	2,399	0	0	25,200	18,404	43,604	416,500
---	---------	---------	---	---	---	-------	---	---	--------	--------	--------	---------

0	0	0	0	0	0	510,000	6,990	933,490	0
---	---	---	---	---	---	---------	-------	---------	---

に改める。

別冊 その他の政治団体の部 2 寄付の内訳の表中

日本遺族政治連盟宮崎県本部 (政治団体) 日本遺族政治連盟中央本部	470,000	東京都
---	---------	-----

の次に、

日本司法書士政治連盟宮崎会 (政治団体) 日本司法書士政治連盟	178,280	東京都
---------------------------------------	---------	-----

を追加する。